

## 海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱

(平成 25 年 6 月 10 日海士町告示第 7 号)

改正 令和 3 年 4 月 1 日告示第 12 号

改正 令和 4 年 9 月 1 日告示第 31 号

(目的)

第 1 条 海士町は、島内の再生可能エネルギー自給の促進を図ることを目的として、薪ストーブ又は薪ボイラー（以下「薪ストーブ等」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、海士町補助金等交付規則（昭和 41 年海士町規則第 12 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱による補助金を受けることができる者は、町内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅又は、町内に店舗を置く事業所において薪ストーブ等を設置する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税その他町に納付すべき料金を滞納していないこと。
- (2) 補助金交付の申請を行う日の属する年度の 3 月 31 日までに、薪ストーブ等の設置を完了する者であること。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 薪ストーブ等の設置に関する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用も含む。）。
- (2) これまでに、海士町薪ストーブ等設置費補助金の交付を受けて設置した薪ストーブ等の更新以外の費用。

(補助対象設備及び補助金の額)

第 4 条 補助対象設備及び補助金の額は、別表に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薪ストーブ等を設置する前に、海士町薪ストーブ等設置費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 薪ストーブ等の仕様が確認できるカタログその他の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付決定)

第 6 条 町長は前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定し、その旨を海士町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知

書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査にあたっては、申請者に対してヒアリングを実施し、薪ストーブ等の使用方法や燃料等の調達、メンテナンス等について確認するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付申請内容を変更する場合又は薪ストーブ等の設置を中止する場合は、速やかに海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認）

第8条 町長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、相当と認めるときは、海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定があった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、海士町薪ストーブ等設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等設置に要した費用の内訳が分かる書類
- (2) 薪ストーブ等設置に係る領収書の写し
- (3) 薪ストーブ等の設置状況を示す写真
- (4) 請求書

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定内容に適合するかを審査し、適合すると認められたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（帳簿の管理）

第11条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 交付決定者は、補助金により取得した対象設備を町長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（協力の要請）

第13条 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて当該薪ストーブ等の利用状況等の情報提供を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第12号）

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日告示第31号）

この要綱は令和4年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象設備の要件	補助金の額
<p>薪ストーブ等</p> <p>① 薪を燃料として使用する設計及び仕様であること。</p> <p>② 未使用品であること（中古品は対象外とする）。</p>	<p>左記要件を満たす場合、設置費用の2分の1以内とし、上限額800,000円とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>※補助金額の2分の1には、県負担が含まれている。（千円未満の端数が生じた場合は、千円未満切り捨て）</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所  
氏名 印

海士町薪ストーブ等設置費補助金交付申請書

年度において、海士町薪ストーブ等設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助対象経費（薪ストーブ等設置経費） 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 設置予定薪ストーブ等（メーカー、機種、製品名）
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地（ 地区）
- 5 設置予定日 令和 年 月 日
- 6 添付書類
  - (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
  - (2) 薪ストーブ等の仕様が確認できるカタログその他の写し
  - (3) その他

様式第2号（第6条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

海士町長

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町薪ストーブ等設置費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

なお、この補助金には島根県の再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。

記

1 補助金交付決定額 円

交付条件等

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更または中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しないとき、または当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号）及び海士町薪ストーブ等設置補助金交付要綱の規定を遵守すること

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

海士町長 様

住所

氏名

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定のあった海士町薪ストーブ等設置費補助金について、申請内容を変更したいので、海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更内容 :
- 3 変更・中止理由 :

様式第4号（第8条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

海士町長

印

海士町薪ストーブ等設置費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町薪ストーブ等設置費補助金の変更申請については、下記のとおり承認しましたので、海士町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 変更の種類 : 変更 ・ 中止
- 2 変更内容 :
- 3 変更交付決定額 : 円



様式第5号（第9条関係）

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所  
氏名 印

海士町薪ストーブ等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定通知のあった海士町薪ストーブ等設置費補助金の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象経費（薪ストーブ等設置経費） 円
- 2 補助金交付額 円
- 3 設置薪ストーブ等（メーカー、機種、製品名）
- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 （ 地区）
- 5 設置完了日 令和 年 月 日
- 6 添付書類
  - （1） 薪ストーブ等設置に要した費用の内訳が分かる書類
  - （2） 薪ストーブ等設置に係る領収書の写し
  - （3） 薪ストーブ等の設置状況を示す写真
  - （4） 請求書